

テキサスから見る 八木弁護士の世界

日本と違うの？
～交通事故編～

今回は、交通事故に巻き込まれたときに備えて、現場で何をやるの？ 怪我の治療は？ 保険は？ 弁護士への依頼、費用は？ 日本と何が違うの？ といった疑問にお答えします。



1. 現場で何をしたらいいの？

交通事故直後の初動と対策は日本と同じです。安全を確保し、可能な限り交通の邪魔にならないように移動させましょう。911に通報して状況を説明すると、警察、必要に応じて救急車も手配してくれます。その後、警察官が事情聴取をし、処理に必要な事故の基本情報(当事者や目撃者の情報＝氏名・住所・連絡先・運転免許証番号、関係車両のナンバープレート、自動車保険情報、事故の状況)を記載したレポートを作成します。しかし、軽い事故等などその内容によっては警察が来てくれない場合があるので、その際は自分で基本情報を収集しましょう。事故現場だけでなく、これらの情報を写真・ビデオで撮影しておくことで後々便利です。

2. 怪我の治療は？ 治療費はどうしたらいいの？

自分では大したことがないと感じても、早急な受診をお勧めします。物損の軽い事故と考えられる場合でも、後日症状が現れる場合も頻繁にあるからです。利用する医療機関についても、早期に弁護士に依頼をした場合、その弁護士が提携している医療機関を通して治療を行えば案件が解決するまで、治療費の支払いさえも不要です。これは弁護士が損害賠償金を回収するまで、または回収できない場合でも治療費を支払わなくても良いという協定(＝レターオブプロテクション)を医療機関と締結しているからです。このような提携先医療機関を使用することで、弁護士は相手方と賠償額増額の交渉を有利に進められるのです。なお、このような提携先医療機関を利用するか否かに関わらず、交通事故の怪我の治療を受けている間、関連する医療費をすべて保管・記録しておきましょう。

3. 保険手続きは？

交通事故の後、事故の大小や責任の有無に関わらず、早急に自分の保険会社に事故を報告しましょう。保険会社への連絡が遅れると、証拠の散逸などが要因となってせつかくの補償内容に影響を与える可能性があります。また、過失のある相手方が無保険であったり、十分な保険がなかったりする場合でも、自分の保険の特約(UM/UIM特約＝Uninsured / Underinsured Motorist Coverage)により自分の保険会社から保険金を受け取ることができます。

テキサスでは無保険や不十分な保険を持ったドライバーが多いので、お手元の自動車保険にこのUM / UIM特約が無ければ、加入されることをお勧めします。また、自動車保険のシステムとして、日本では、事故の大小・怪我の有無を問わず、各種交渉を保険会社が代行してくれることが一般的です。しかし、テキサス州では原則として保険会社は物損の交

渉しか行いません。だからこそ、初動時点で、どのような治療をどこで受けるべきかが重要になるのです。

4. 弁護士費用はかからない？

日本同様、弁護士を介した交渉により賠償額が増額され、その増額幅はアメリカでは更に大きくなるのが実態です。一般的に、交通事故を扱う弁護士は「Personal Injury」を取扱い分野として掲げています。日本とは異なり、交通事故に関しては弁護士費用は完全成功報酬形態を採用していることが一般的です。みなさんが弁護士費用を持ち出しで負担することは通常ありません。つまり、当初の弁護士の相談料も無料であり、解決し賠償金を得ることとなったときに初めて弁護士費用の支払いが発生します。通常、賠償額の33.3%(提訴前)～40%(提訴後)が弁護士費用となり、各種実費(医療費等)が清算され、その後みなさんに賠償金が支払われます。「弁護士費用がかからない」と言えば弊害がありますが、弁護士費用の持ち出しがないことにより、日本と異なり弁護士に相談、依頼することのハードルは各段に低いといえるでしょう。このように交通事故では完全成功報酬制が一般的なため、日本でいう「弁護士特約」(後々の弁護士費用のための保険)もみかけません。

5. 最後に

一般的な説明は以上のとおりですが、交通事故の場合、持ち出しの弁護士費用は通常無く、弁護士の提携先医療機関では治療費の支払いさえ不要である以上、早期に連絡をとり具体的なアドバイスを仰がれることをお勧めします。今後も、事業・生活に欠くことのできない身近な法律問題を取り上げたいと思いますので、聞きたいテーマがありましたら是非

メールください。

(免責事項)

当コーナーは、読者の皆様が身近に感じられると思われるトピックについて分かり易く一般的な法律知識を提供する場所であり、具体的に法的又はその他のアドバイスを提供することを目的としたものではありません。記載内容の正確性の確保に努めていますが、その利用によって利用者等に何等かの損害が生じた場合でも、本誌関係者は一切の責任を負いません。



Adair Myers Stevenson Yagi PLLC
弁護士 八木 謙一

日本法監修
浅井綜合法律事務所
弁護士 科桠(しの) 貴広

令和4年度(2022-2023) 6月商工会理事委員会 議事録

日 時: 令和5(2023年) 6月21日(水) 12:00~14:00

会 場: 三水会センター会議室

出席者: 19名

欠席者: 9名

*会員消息

本日現在の会員数は、名誉会員数10名、正個人会員数818名、(正団体会員数114社)、準会員数48名で、総会員数は876名となった。

議事録と会員消息の詳細は、商工会HP「[会員専用ページ](#)」参照。